

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令はもとよりその精神を遵守することは企業の基本的な責務と認識し、公正な企業活動を通じ、株主・取引先・従業員・地域の皆さまから信頼され、社会に貢献できる企業を目指しております。
 そのため、コンプライアンスの徹底、リスクマネジメントの充実を図るとともに、経営理念に「オープンでクリエイティブな経営」、
 「e-companyの実現」を掲げ、財務情報をはじめとした当社グループの経営の透明性を高めるため、IRの充実にも努めております。
 また、2012年度を目標とした中期経営計画「OCEAN-12」を策定し、「トップクラスのグローバルな部品メーカー」を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,679,023	4.90
株式会社大垣共立銀行	2,671,093	4.88
株式会社十六銀行	2,619,956	4.79
日本生命保険相互会社	2,457,273	4.49
第一生命保険株式会社	2,349,405	4.29
PECホールディングス株式会社	1,987,000	3.63
岐建株式会社	1,891,000	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,872,000	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,746,000	3.19
日本興亜損害保険株式会社	1,737,169	3.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	10名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
黒川 博	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
黒川 博		—	経営学部の大学教授として経営に関する専門的知識・経験等を有しており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映させることが、当社の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役は、期首において、相互に監査計画を提示し意見交換を行っております。第2四半期末および期末時は、報告会を開催し、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。更に、期中においても、会計監査人から監査指摘事項や当社の課題について報告を受け、意見交換を行っております。監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように、定期的に情報交換会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
間仁田 幸雄	他の会社の出身者									○
高橋 勝弘	公認会計士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
間仁田 幸雄	○	独立役員として届出しております。	上場会社の経理業務経験者として、会計の適法性等のチェックおよび取締役の職務執行状況の監査を行う上で、公正中立および独立性を有する当社の社外監査役として適任であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
高橋 勝弘	—	—	公認会計士・税理士として、会計の適法性等のチェックおよび取締役の職務執行状況の監査を行う上で、公正中立および独立性を有する当社の社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

- (1)業績連動型報酬制度
取締役(社外取締役を除く)に対し、業績連動型賞与制度として、取締役の業務向上に対する意欲や士気を高めるため、連結経常利益額と連結株主資本当期純利益率を指標とした方法により算定することとしています。
- (2)株式報酬型ストック・オプション
取締役(社外取締役を除く)に対し、と当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、中長年に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、役員退職慰労金制度に代わる仕組みとしてストック・オプションを導入しております。本ストック・オプションは、取締役に対し年額50百万円を上限として割当てます。なお、執行役員に対しても同様の制度を導入しております。
- <新株予約権の主な内容>
1.新株予約権の目的となる株式の種類:普通株式
2.株式の数:150,000株を1年間の上限とする。新株予約権の個数は1,500個を1年間の上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。尚、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
3.新株予約権の行使時の払込金額:新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 4.新株予約権の行使期間:新株予約権の割当日の翌日から50年以内とする。
5.新株予約権の行使の主な条件:新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対し新株予約権を割り当てるものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 241百万円
監査役を支払った報酬 46百万円
報酬額には、平成22年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額および役員賞与引当金繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬につきましては、株主総会で承認された年額報酬限度額の範囲内で、「役員報酬規程」の基準に基づいて、役員の職位ごとに決定しております。また、役員賞与につきましては、平成22年度から業績連動型賞与制度を導入しており、社外取締役を除く取締役に対し、取締役の業務向上に対する意欲や士気を高めるため、連結経常利益額と連結株主資本当期純利益率を指標とした方法により算定しております。役員退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」を定め、職位と在籍年数等により支給見込額を算出しております。支給にあたっては、株主総会の承認を得て、取締役については取締役会にて、監査役については監査役会にて、それぞれ協議し支給額を決定しております。取締役の報酬等の額につきましては、平成22年6月19日開催の株主総会において、毎月支給する固定報酬と連結会計年度の業績に連動する報酬を合算し年額350百万円以内(うち社外取締役分は10百万円以内)、また、監査役の報酬等の額につきましては、監査役賞与を廃止し、毎月支給する固定報酬として年額50百万円以内と承認されております。取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしております。なお、平成23年6月18日開催の株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する報酬等として、役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で年額50百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てること承認されました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役については、取締役会の開催前に審議事項について内容説明を行っております。社外監査役については、取締役会の開催前に監査役会を開催し、取締役会の審議事項について内容説明を行っております。また、月次監査報告書を常勤監査役が作成し、社外監査役へ報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 会社の機関の内容・内部統制システムの整備状況

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役2名を選任しております。経営管理組織としては、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機能に加えて、戦略会議・経営会議において経営上の重要案件および経営戦略等の審議・検討を実施しております。また、執行役員制度を導入しており、経営監視機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行の監督を行う機関と位置づけ、その機能を効果的・迅速に果たすため、社外取締役1名を含め取締役の数は7名とし、取締役の任期は1年としております。社外取締役につきましては、平成22年6月の定時株主総会から、経営体制の強化を図るため選任しております。また、監査役設置会社として社外監査役2名を含めた監査役4名が内部監査部門と緊密な連携を保ち効率的な監査を行うことにより業務の適正を確保しております。

2. 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月11日の取締役会において決議した基本方針に基づき内部統制システムの整備を進めております。また、平成18年6月に成立した金融商品取引法のうち、特に「財務計算に関する書類その他の情報の適正化を確保するための体制の評価」の適用を受け、当社では、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

また、当期の整備・運用状況については、平成23年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して評価し、当社の内部統制が有効であると判断した旨を内部統制報告書に記載しております。

3. 内部監査および監査役監査

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役・執行役員・各部門・子会社から職務の執行状況を聴取し、重要な契約や決裁書類を閲覧するなど業務執行の監査を行っております。更に、監査役と代表取締役は、経営の現状・会社が対処すべき課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるため、定期的な会合をもっております。

常勤監査役は、毎月開催している取締役、監査役および執行役員で構成される経営会議に出席し、監査役会では、経営会議で決議された取締役会議案について、事前審議を行っております。なお、社外監査役と当社との取引等の関係はありません。

会計監査人と監査役は、期初において相互に監査計画を提示し意見交換を行っております。第2四半期末および期末時は、報告会を開催し、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。更に期中においても、会計監査人から監査指摘事項

項や当社の課題について報告を受け、意見交換を行っております。

また、CSR・監査室(人員3名)においては、内部業務監査の実施とともに各部門における内部統制の状況を確認し、問題点の指摘・改善勧告を行っております。当期は、金融商品取引法に係る内部統制に万全を期す一方、その他の業務に対しても内部監査範囲を拡充しております。

監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように、定期的に情報交換会を開催しております。

4. 子会社への対応

子会社に対しては、親会社の取締役が子会社の非常勤取締役を兼務し、経営状況について監視するとともに、各種会議・連絡会等を定期的に開催し、執行状況の確認や理念・方針等の展開・確認を行って、グループ全体の方向性を合わせております。また、コンプライアンスについては、「太平洋工業グループ行動基準」を配布し、法令遵守意識を啓蒙しております。

5. 会計監査の状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、業務を執行した公認会計士は、水上圭祐氏および浅井孝孔氏であります。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士補等6名、その他5名であります。

2010年度における監査法人に対する監査報酬は、29百万円であります。

6. 監査役の機能強化に向けた取り組み

当社は、経理・法務等専門的知見を有する監査役を選任しております。監査役は、3に記載のとおり、毎月開催される取締役および執行役員等で構成される経営会議等に出席するとともに、監査役会では、取締役会議案について事前審議を行っております。また、監査の遂行にあたり、工場、国内外子会社への実地業務監査を行うとともに、監査役会の事務局業務を兼任する監査室スタッフと緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう定期的に情報交換会を開催しております。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、その信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況および業務プロセスについてのモニタリングを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、6名の取締役と、1名の社外取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、執行役員制度を導入することで経営監視機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化を図っております。また、監査役設置会社として、社外監査役を含めた監査役が、内部監査部門と緊密な連携を保ち効率的な監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、本制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主の皆さまの出席を容易にするため、集中日を避けるとともに、平成13年より土曜日に開催しております。
その他	当社ホームページにおいて、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所、証券会社が主催するIRフェア等のイベントに参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算説明会を開催するとともに、名古屋証券取引所主催のIRエキスポに参加しております。また、個別取材にも対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主向け報告書およびIRカレンダーなどの情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部がIRに関する窓口をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR方針」、「コンプライアンス方針」および「コンプライアンス規定」を制定し、企業倫理の向上・法令順守の確保に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	自動車部品メーカーとして、開発から生産活動を通じて、環境方針に基づき、全社で環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの信頼と期待に応えるCSR活動として、環境保全・社会貢献・コンプライアンス等幅広い分野で活動・推進しています。また、活動成果について「CSR報告書」を作成・発行するとともに、ホームページに公開しています。
その他	株主総会終了後、株主の皆さまに当社の事業や今後の取り組み等について理解いただく情報提供の場として、また、株主の皆さまから直接ご意見を頂く場として、株主懇談会を開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、有効性をさらに高めるために適宜見直しを行っております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念、経営理念、太平洋工業グループ行動基準により、誠実性と倫理観を徹底するとともに、コンプライアンス規定に基づき、役員・従業員に対する社内教育を実施し、コンプライアンスを推進する。

当社は、取締役会・戦略会議・経営会議・CSR会議で構成する役員会議体に加えて、各種会議や委員会など、組織を横断した会議体により意思決定を行い、取締役の相互牽制を図る。

当社は、「倫理・苦情相談窓口」を設置し、役員・従業員、関係会社役員・従業員、外部業務関係者等の法令違反・不正等に関する問題の通報・相談を受け付け、企業倫理の向上を図る。当社は、通報・相談内容を秘密として保持し、通報・相談者への不利益な扱いは一切行わない。

当社は、CSR・監査室を設け、「内部監査規定」に基づき内部監査を行う。なお、CSR・監査室は、監査役と緊密に連携して活動する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規定に基づき、文書等を適切に保存および管理を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、全社的な事業リスクを管理・統括するRM委員会を設け、「リスクマネジメント規定」に基づき、重要なリスクの洗い出し・分析・評価・対策立案・実施により、リスクの低減を行う。

また、有事においては、CSR担当取締役が指揮し、担当委員会委員長が責任者となって、全社対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催するとともに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるために、取締役・監査役・執行役員が出席する経営会議を毎月開催する。また、重要な戦略的テーマについては、社長以下取締役をメンバーとする戦略会議で議論を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部および部門は、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、職務の執行が効率的に行われることを確認するために、社長以下取締役でトップ点検を定期的に実施する。

なお、当社は、平成15年6月より、取締役の任期を1年に変更し、平成16年6月より、執行役員制度を導入している。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役を当該子会社の非常勤取締役就任させる等により、子会社の業務の適正を確保する。コンプライアンスについては、子会社および関連会社に「太平洋工業グループ行動基準」を配布し、法令遵守意識を啓蒙する。

子会社および関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理・内部統制規定」に基づき、事業内容の定期的な報告、重要案件についての事前協議・承認等を行う。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて子会社に対して内部監査を行う。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人および使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助すべき使用人は専任ではないが、CSR・監査室スタッフが監査役会の事務局業務を兼任している。監査役の業務補助のためのスタッフについては、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、必要に応じて置くこととする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、疑問点等について取締役または使用人に説明を求める。また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

監査役は、代表取締役と定期的に会合し、経営方針の確認・会社が対処すべき課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「太平洋工業グループ倫理方針」および「太平洋工業グループ行動基準」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力等から不当に要求を受けた場合であっても、組織として毅然とした態度で対応することを「太平洋工業グループ行動基準」に明記するなど周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。

2) 外部の専門機関との連携状況

警察等が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

4) 対応マニュアルの整備状況

不当要求行為等に関する対応方法についての事例集等を作成し、社内各部に配布しております。

5) 研修活動の実施状況

社内イントラネットを利用して、反社会的勢力に関する情報を提供しております。

外部専門機関が開催する反社会的勢力排除の講習やセミナーを受講する等、被害の未然防止に向けた各種啓発活動を推進しております。

V その他

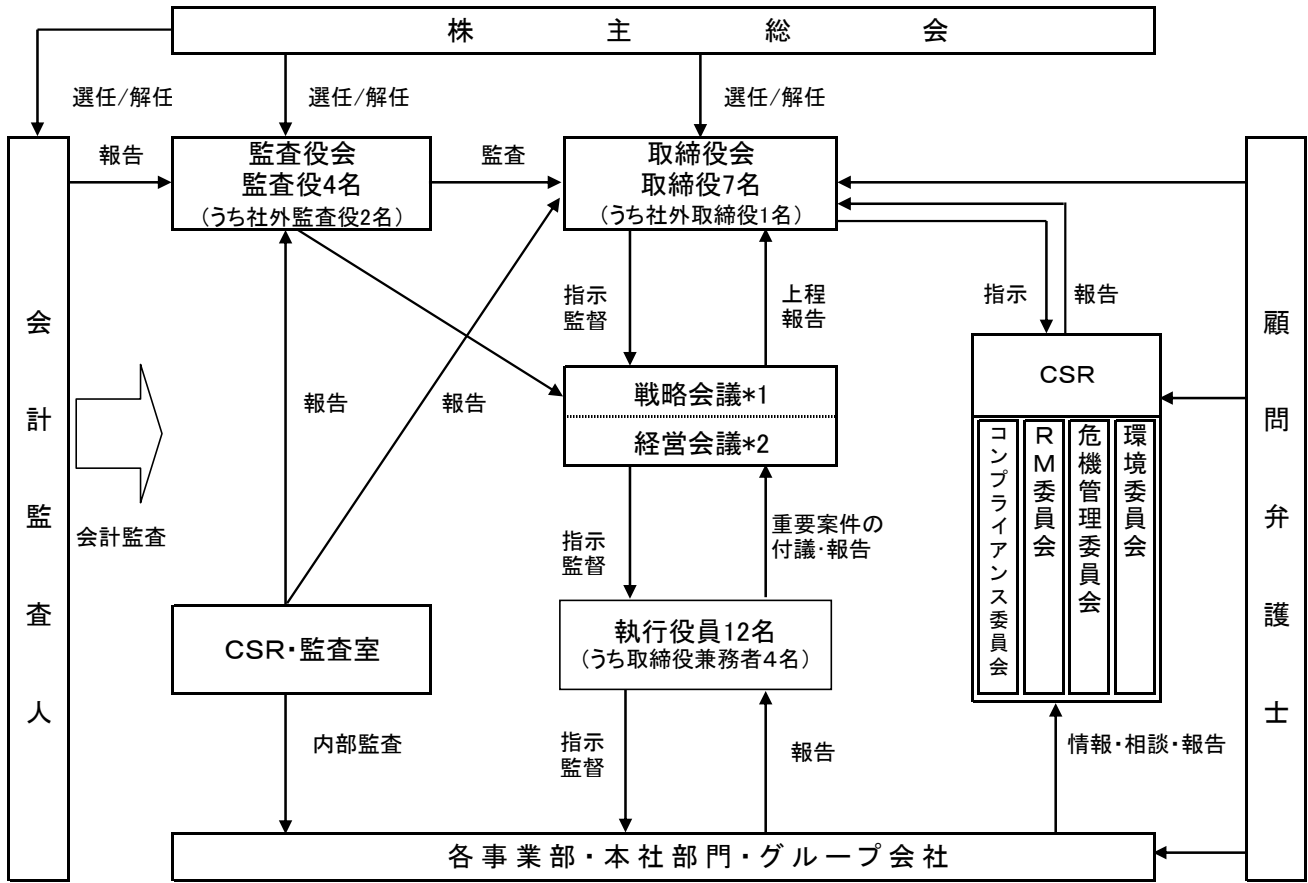
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



*1:取締役で構成

*2:取締役、監査役および執行役員で構成